

自動車小売業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
1	9～ 10	レッカーにて搬入された自走不能の大型4軸車両を工場内の整備ベイへ入れるため、約15人の作業員で車両を押していた。その際、車両右側1軸目と2軸目の間で車両を押していた作業員の足が、2軸目の車輪に巻き込まれ転倒し、車輪に足を轢かれた。	27 ～ 99	50 ～ 99
2	17～18	店舗内にて二輪車整備をしている際、誤ってリアホイール及びチェーンが回転しているにもかかわらず、チェーン清掃作業を続けたことにより、手を巻き込み、チェーンおよびスプロケット（ギア）に指（左手）を挟んだ。	20	1～ 9
3	10～11	展示している車の拭き掃除を他の従業員と一緒にしていたところ、他の従業員が被災従業員がいるのに気付かず、開いていた車のドアを閉めたため、右手の第4指と第5指を挟んだ。	47	10 ～ 29
4	14～ 15	お客様の自宅付近の上り坂にて、積載車にて移動した車両を降ろす際に車両止めやフックを外し、荷台を下げた際に車両が荷台からずれ落ちたとき、荷台に手を置いた場所へ車両の右前タイヤが当たり（挟まり）負傷した。	53	100 ～ 299
6	18～ 19	当社店内で、受け入れた派遣労働者が、自動車の後輪タイヤを取り外し、ハブベアリングを引き抜く作業をスライディングハンマー（重さ約5kg）を使用して行った時に、ハンマーを握っていた右手の小指を、ハンマーとグリップのつばの部分の間に挟んで骨折した。	47	10 ～ 29
7	14～15	勤務先の自動車整備工場内で、車両の検査業務をしている時に、一旦、車両から離れて戻ると車両が前進していた（シフトをN：ニュートラルに入れたつもりが誤ってD：ドライブに入れていたため）。咄嗟に車両を止めようとして、車両と壁の間	31	1～ 9

		に挟まれてしまい、右ひざを負傷したものの。		
7	22~23	左リヤ前輪トルクロッド取付時の際、取付ボルトの位置を合わせるため、左前輪タイヤの下にジャッキを入れ高さを調整し取付ボルトを入れる時にタイヤの下のジャッキが外れ、左前輪の位置が下がり左手の指が挟まれた。	21	30 ~ 49
9	11~ 12	トラックエンジンセミオーバーホール作業中、車両下部において、エンジンコンロッドを締めつけたところ、コンロッド取り付けナットからボックスが外れ、握っていたトルクレンチとともに勢いよく手がシャシーフレームの方向へ飛ばされ、フレームの間に右手薬指が挟まり受傷した。	32	30 ~ 49
9	10~ 11	朝、車輛引き取りに行き、リヤバンパーを積み込もうとして後板を押し閉めるとき、左手の指が残っているにもかかわらず、右手で後板を閉めてしまい、挟んでしまった。	19	10 ~ 29
10	13~ 14	店内・サービス工場のトイレから出る時に、照明を消そうとして、左手のみトイレ内に残し、体は外に出た。その際、トイレの鉄扉が閉まり、左手中指を挟み負傷した。	47	10 ~ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html